

保証だより

Vol.99

2026
Winter



Contents

Voice 02

人の縁が生んだ店づくり
長崎に灯る“あたたかい場所”

\ Pick up /

- 西海市の創業者を応援する
保証制度の取扱いを開始しました
- 事業者の方向けのリーフレットを
作成しました

株式会社
Nプレゼンツ

代表取締役
増本 圭宏さん



中小企業のサポーター

長崎県信用保証協会



公式HPは
こちらから▶



つなぐチカラ、ひろがる未来

— 長崎でがんばる事業者を訪ねて —

Voice 02

人の縁が生んだ店づくり 長崎に灯る “あたたかい場所”

PROFILE

株式会社Nプレゼンツ
代表取締役 増本圭宏
業種:飲食業(居酒屋)
店舗:一杯屋ぬっか
Nスタジオ
炭家よかとこ



Message

「ぬっか」は長崎弁で“あたたかい”を意味します。ひらがなの“ぬ”的丸い形には、人との“縁(円)”が巡り続けるようにという思いを込めました。初めて訪れる方でも肩の力を抜いて過ごせる、ふらりと立ち寄れる“帰つてこられる場所”でありたいと考えています。「パジャマで来てもいいくらい、気軽に使ってほしい」。そのために、手頃な価格や利用しやすい雰囲気づくりを大切にしています。



独立を決めたきっかけを教えてください。

増本圭宏さん:14年間、立ち飲み、日本酒・ワインバーなど、異なる業態の店舗で経験を積みました。師匠(前職の社長)から「10年修行すれば何でもできるぞ」と言われ、いつか自分の店を持ちたいという思いは常にありました。転機となったのはコロナ禍です。酒類の提供停止、営業時間の制限で、自分の得意としてきた接客や料理が思うようにできず、もどかしい日が続きました。「コロナより大変なことはもう起きない。今こそ挑戦の時だ」と感じ、独立を決意。令和4年7月に「一杯屋ぬっか」を開業しました。



開業当初のご苦労について教えてください。

増本さん：開業準備は順調に進むはずでしたが、コロナの影響で一部の調理器具や酒類等が揃わず、万全の状態での開業とはいきませんでした。それでも開業後は「どんな日でも店を開ける」と決め、台風や雪の日も10時間営業を欠かさず続けました。特に最初の2年間は「看板の灯りだけは絶対に消さない」と決め、スタッフを帰して1人でも店を開け続けました。「今日は誰も来ないだろう」と思った日にお客様がふらりと訪れることがあり、そうした思いがけない出会いが、少しづつ店への信頼につながっていました。

人気メニューが生まれた背景を教えてください。

増本さん：長崎らしさを大切にしたいという思いから、魚を使った料理を出したいと考えていました。仕入れは地元の魚屋さんにお願いして、その日の一番良い魚を選んでもらい、鮮度と質にこだわった刺身が看板メニューとなりました。飲んだあとに「もう一品だけ食べたい」と感じる自身の経験から始めたパスタや、定食メニューも好評です。また、「500円しか持っていないくとも楽しめる店でありたい」という思いから、価格設定にもこだわっています。



お客様から支持されている理由はどこにあると思いますか。

増本さん：「また来るね」と言っていただける距離の近さだと思います。中には1日に3回立ち寄ってくださるお客様もあり、「いらっしゃいませ」より「おかえり」が自然に出てくるような空気があります。そんなあたたかな雰囲気が、居心地の良さにつながっていると感じています。

令和7年4月に「Nスタジオ」を、9月に「炭家よかとこ」を出店されました。半年の間に2店舗を出店された経緯を教えてください。

増本さん：これはまさにご縁がきっかけでした。10年以上付き合いのある隣の店の店主から、「来月店を閉める」と相談を受けたことが始まりでした。お店の雰囲気も良く、「テナントごと引き継ぎたい」と考えるようになりました。隣の店の雰囲気は、自店にも大きく影響する—師匠に教わったことを思い出し、「ぬっか」の姉妹店として歌やスポーツ観戦が楽しめる「Nスタジオ」の出店を決めました。同じ頃、以前から計画していた別店舗（炭家よかとこ）の契約も進んでおり、結果として2店舗続けての出店となりました。普段は慎重な妻が珍しく即座に賛同し、スタッフからも「やりましょう」と力強く背中を押され、思い切って決断できました。



◆一緒に厨房を仕切るスタッフ

今後の展望をお聞かせください。

増本さん：店舗数を増やすことが目的ではありません。今ある3店舗を大切に育て、お客様にとっての“あたたかい居場所”を守り続けたいと考えています。店名に込めた“縁（円）”のように、人とのつながりが良い形で巡り続ける店でありたいと思っています。



インタビューの感想

増本さんのお話からは、お客様やお店のスタッフ、これまで支えてくれた方との“ご縁”を大切に、丁寧なお店づくりに取り組まれている姿が伝わってきました。3店舗がこれからも長崎の街で、誰もが安心して立ち寄れる“あたたかい居場所”として育っていくことを感じました。



住 所 長崎市本石灰町2-19

林田ビル2F

営業時間 18時～4時（水曜日定休）

電 話 095-895-9626



住 所 長崎市本石灰町2-19

林田ビル2Fヒガシ

営業時間 20時～3時（水曜日定休）

電 話 095-801-1715



住 所 長崎市本石灰町2-24

エビスビル2F

営業時間 18時～2時（水曜日定休）

電 話 095-801-1295



NAGASAKI GUARANTEE

長崎県信用保証協会について

長崎県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」といいます。）の金融円滑化のために設立された公的機関です。中小企業者の方が、金融機関から事業資金を借り入れるときに、公的な保証人としてスムーズな資金調達を支援しています。

信用保証による金融支援をはじめ、創業支援、経営支援、再生支援などさまざまな取り組みにより中小企業者の皆さまをサポートしています。

信用保証協会を利用するメリット

- 金融機関との取引が初めての方でも、公的な保証で融資が受けやすくなります。
- 返済に余裕を持たせた長期での借入や、経常的な支払資金に対応した短期の借入など、多様な資金ニーズに応じた保証制度がそろっています。
- 信用保証制度を利用した自治体の制度融資を利用することで固定金利、低利率の借入が可能です。
- 専門家や支援機関などと協力して事業の成長や経営改善をサポートします。

信用保証のしくみ



信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談のうえ、お申込みください。

信用保証協会は、中小企業者の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。

保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。このとき金利とは別に信用保証料をお支払いいただきます。

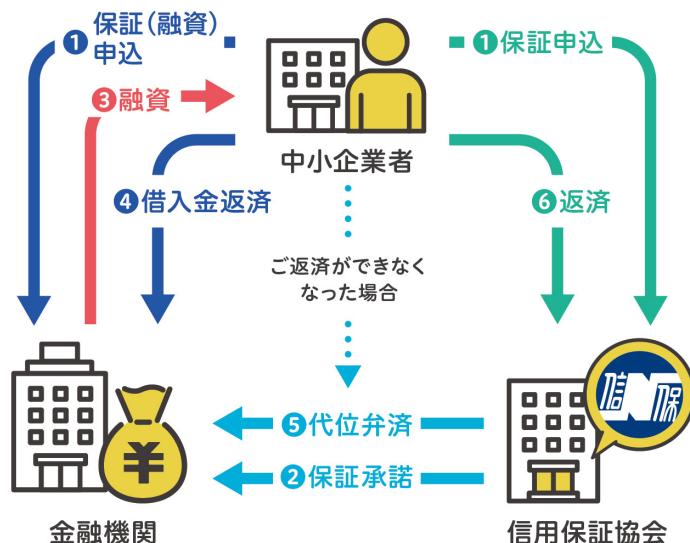
返済条件に基づき、借入金を金融機関にご返済いただきます。

ご返済ができなくなった場合



万一、何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、借入金を弁済します。

その後、中小企業者と相談しながら借入金をご返済していただきます。



信用保証協会をご利用できる方



次の①～④に該当する中小企業者の方がご利用いただけます

- ①長崎県内に住居または本店、あるいは事業所のいずれかを有している個人事業主
または法人
- ②農林漁業や一部の金融業などを除いた、ほとんどの業種
- ③業種ごとに定められた資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下記の基準内の方
- ④許認可等を必要とする事業を営む方は、その許認可等を受けていること



製造業・建設業・運送業等

【資本金】3億円以下

【従業員数】300人以下



卸売業

【資本金】1億円以下

【従業員数】100人以下



小売業・飲食業

【資本金】5,000万円以下

【従業員数】50人以下



サービス業

【資本金】5,000万円以下

【従業員数】100人以下



医業を主たる
事業とする法人

【従業員数】300人以下



NPO 法人

【従業員数】300人以下

小売業 50人以下
卸売・サービス業 100人以下

経営支援メニューのご紹介



信用保証による資金繰り支援だけでなく、金融機関や支援機関、各種専門家と連携して中小企業者の課題解決に向けたサポートを行っています。経営支援メニューは、一部を除き無料でご利用できます。

McSS 経営診断報告書の提供

会社の経営状況や課題が一目で分かる報告書を無料でご提供しています。



サポート会議

経営改善計画や金融支援の内容について取引金融機関や支援機関などと調整を図る機会をサポートします。



専門家派遣事業

当協会をご利用いただいている中小企業者の方に、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣し、経営上抱える課題の解決を支援します。



経営改善計画策定事業などの費用補助

国の「経営改善計画策定支援事業」および「早期経営改善計画策定支援事業」を利用された中小企業者の方に対し、計画策定費用を補助します。



長崎県信用保証協会について知りたい方は当協会ホームページから

The website features a header with the association's name and a search bar. The main content area includes sections for 'About Us', 'How to Use', 'Guarantee Services', 'Business Support', and 'Business Start-ups'. There are also illustrations of people and buildings, and a QR code for easy access.

保証制度のご案内や大切なお知らせなどをホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

長崎県信用保証協会

検索



 **INFORMATION**

西海市での起業・創業を応援する 2つの新しい創業保証制度の取扱いを 開始しました



保証制度の情報は
こちらから

西海市における新たな事業に挑戦する創業者の皆さまを支援するため、<西海市中小企業創業資金保証（以下「西海創業」といいます。）><西海市スタートアップ創出促進保証（以下「西海SSS」といいます。）>を創設し、令和8年1月13日から取扱いを開始しました。

この制度は、西海市でこれから創業する方および創業後1年未満の方が、創業期に必要な事業資金を調達する際にご利用いただけます。また、西海SSSは、経営者個人の連帯保証（経営者保証）を不要としています。詳しくは右上の二次元コードよりご確認ください。

制度名	西海創業	西海SSS
保証の対象	西海市内の創業者で西海市商工会の推薦を受けた方	
申込方法	西海市商工会に申込（その後に金融機関・信用保証協会へ申込）	
貸付限度額	500万円以内※	
対象資金	運転資金、設備資金	
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）	
返済方法	均等分割返済	
保証料率	0%（西海市が全額を補助）	0.2%
貸付利率	年1.65%	
担保	不要	
保証人	必要に応じて	不要
添付書類	・西海市商工会が発行する「西海市中小企業創業資金融資推薦書」（写） ・認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市区町村長の証明書（写） ・その他保証協会が必要とする書類	

※ 西海創業と西海SSSの合算で利用できる限度額です。他の創業関連保証、スタートアップ創出促進保証および再挑戦支援保証を合算して3,500万円以内でのご利用となります。

（注）上記のほかに西海SSSの利用には下記の要件があります。

- ①保証申込受付時点において税務申告1期未終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
- ②融資実行後、会社を設立して3年目および5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。

「保証意思宣言公正証書の作成に関するご説明」を改定しました

令和7年10月1日に、保証意思宣言公正証書の作成手数料および交付手数料が変更されたことに伴い、「保証意思宣言公正証書の作成に関するご説明」を改定しました。

これは、会社の代表者ではない方などが保証人となる際に、事業者の方へその内容をご説明するための文書です。公正証書の作成および交付手数料は下記の通り変更となっています。

詳しくはお近くの公証役場にお問い合わせください。

該当手数料	令和7年9月30日まで	令和7年10月1日以降
作成手数料	11,000円	13,000円
交付手数料	250円	300円

十八親和銀行および福岡銀行との間で信用保証申込にかかる電子受付の取扱いを開始しました

当協会では、令和5年7月から信用保証申込の電子受付を開始しております。令和7年10月27日から、新たに十八親和銀行および福岡銀行の取扱いを開始しました。

従来、郵送などで提出していただいている信用保証申込書類を、電子データとして提出していくことで、金融機関は書類作成や発送などの事務負担の軽減や、融資実行までのリードタイムを短縮することができます。

【信用保証申込の電子受付対応金融機関（令和8年1月1日時点）】

- みずほ銀行
- 佐賀共栄銀行
- 九州ひぜん信用金庫
- 十八親和銀行
- 福岡銀行

セーフティネット保証の指定状況（令和8年1月1日時点）

●セーフティネット4号：突発的災害（自然災害等） 長崎県内の指定はありません

●セーフティネット5号：業況の悪化している業種 指定業種：552 業種

その他のセーフティネット保証の指定状況および最新の情報は

中小企業庁のホームページをご確認ください。



▲中小企業庁ホームページ

INFORMATION

中小受託取引適正化法（通称：取適法）が施行されました

令和8年1月1日付で取適法（旧：下請代金支払遅延等防止法）が施行され、代金の手形での支払いおよび支払期日までに代金に相当する金銭（手数料などを含む満額）を得ることが困難な電子記録債権、ファクタリングによる決済は原則禁止とするなどの改正が行われました。

当協会では、手形の支払に限らず支払サイトの短縮に取り組む事業者の方などの資金繰りや経営に関するご相談もお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

資金繰りのご相談は ▶ 本所保証部 095-822-9171
佐世保支所 0956-23-3295

経営に関するご相談は ▶ 本所経営支援部 095-822-9932
佐世保支所 0956-23-3295

事業者の方向けのリーフレット 「信用保証スタートガイド」を作成しました



信用保証スタートガイドは
こちらから

信用保証付き融資のご利用を検討されている事業者の方に向けて、新たに「信用保証スタートガイド」を作成しました。

信用保証制度の仕組みや信用保証協会を利用することのメリットのほか、保証の条件、各種支援メニュー、経営者保証を不要とする取扱いなどについてご紹介しています。

当協会ホームページに掲載していますので、保証協会のご利用を検討される際の最初の参考資料としてご使用ください。

リーフレットの内容概要：

1. 信用保証制度の概要：中小企業の資金調達を支援する公的サポート。融資額の3分の1未満の中小企業にご利用いただけます。

2. 信用保証制度の特徴：

- 公的保証で融資が受けやすい
- ニーズに合わせて選べる保証制度（短期・長期・賃貸も）
- 自治体制度利用で固定金利・低利率の借入が可能
- 専門家や支援機関と協力して事業の成長や経営改善もサポート

3. 信用保証制度の利用手順：

- 融資申請
- 審査
- 融資実行
- 返済

4. 信用保証制度の特徴：

- 融資額の3分の1未満の中小企業にご利用いただけます。
- 公的保証で融資が受けやすい
- ニーズに合わせて選べる保証制度（短期・長期・賃貸も）
- 自治体制度利用で固定金利・低利率の借入が可能
- 専門家や支援機関と協力して事業の成長や経営改善もサポート

問い合わせ先：095-822-9171
佐世保支所 0956-23-3295

!TOPICS

「魅力発信！ながさき商談会 2025」を開催しました

10月21日、22日に県内事業者の方の販路拡大を支援するために、長崎県商工会連合会、日本政策金融公庫、当協会共催による商談会を開催しました。

県内の食品製造事業者など約80社（初出展17社）が出展し、首都圏や関西圏など、県内外から参加した100社を超えるバイヤーとの間で、試食などを交えながら活発な商談が行われました。



県内金融機関と合同研修会を開催しました

10月31日に、県内6つの金融機関から44名の方にご参加いただき、信用保証業務についての合同の研修会を開催しました。

主に融資経験1～3年目の行職員の方を対象に、信用保証業務や経営支援の取り組みについて、事例の紹介やグループワークなどを通じて理解を深めていただきました。また、研修参加者同士での親睦を図り、中小企業支援のための連携を深めました。



長崎大学で講義を行いました

12月16日に長崎大学経済学部で金融論を受講されている学生の方を対象に、当協会職員が「中小企業・小規模事業者の現状と信用保証協会の役割」をテーマに出張講義を行いました。

学生の皆さんからは「信用保証協会がどのような機関か知ることができて良かった」「信用保証協会は中小企業の重要な存在であることが分かった」などの感想があり、中小企業や信用保証協会について、ご理解いただきました。



中小企業活性化全国本部より表彰状をいただきました

当協会の働きかけによる長崎県中小企業活性化協議会と連携した事業者支援の取り組みが評価され、中小企業活性化全国本部より、表彰状をいただきました。今後も、関係機関と連携し、事業者支援に取り組んでまいります。



業務概況

(2025年12月末時点)

当協会のホームページでは、保証や代位弁済の金融機関別、地区別、制度別などのより詳しい情報を掲載しています。

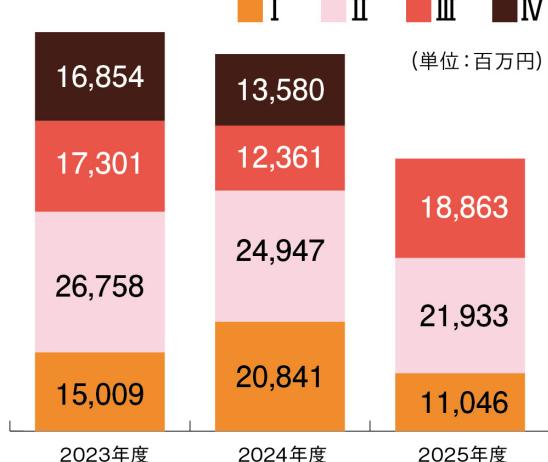


統計情報はこちらから

保証承諾

2025年度	件数	金額	前年同期比	
			件数	金額
I (4~6月)	1,039	11,046	76.6%	53.0%
II (7~9月)	1,620	21,933	93.3%	87.9%
III (10~12月)	1,525	18,863	129.8%	152.6%
累計	4,184	51,842	98.0%	89.2%

(単位:件、百万円)

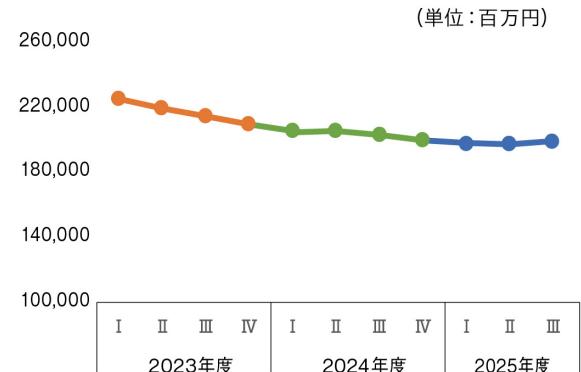


(単位:百万円)

保証債務残高

2025年度	件数	金額	前年同期比	
			件数	金額
I (4~6月)	19,715	197,807	97.5%	96.5%
II (7~9月)	19,724	197,144	98.7%	96.1%
III (10~12月)	20,043	199,489	100.4%	98.5%

(単位:件、百万円)

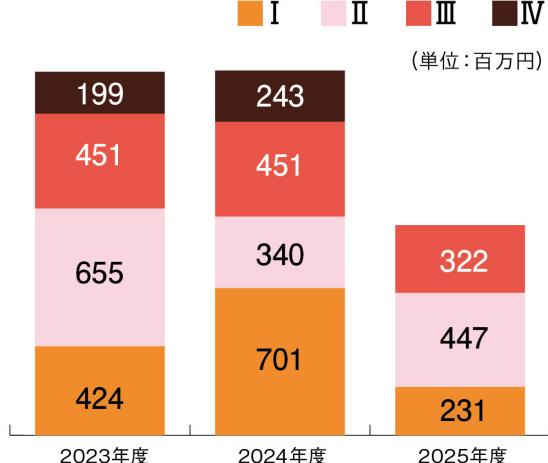


(単位:百万円)

代位弁済

2025年度	件数	金額	前年同期比	
			件数	金額
I (4~6月)	54	231	83.1%	33.0%
II (7~9月)	56	447	121.7%	131.7%
III (10~12月)	57	322	96.6%	71.3%
累計	167	1,001	98.2%	67.1%

(単位:件、百万円)



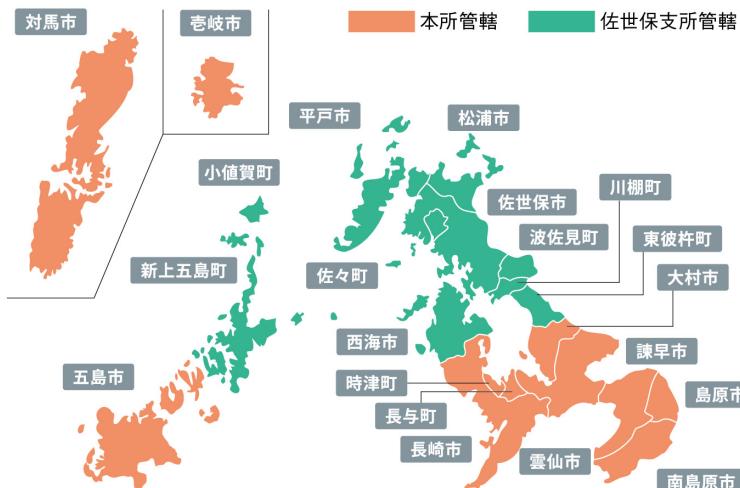
(単位:百万円)

※金額、比率については四捨五入の都合により合計が一致しない場合があります

お問い合わせ先

部署名	電話番号	業務内容
総務企画部	総務課 095-822-9177	組織、人事、研修、理事会、予算・決算、経理、資金運用、庶務
	企画情報課 095-822-9174	総合企画、保証制度の創設・改廃、中小企業支援推進キャンペーン、経営計画の立案・評価、統計、広報、信用保険契約、保証料補助金・損失補償金の管理、システムの運用・管理、データ伝送、ホームページの管理
保証部	保証事務課 095-822-9173	保証書及び変更保証書発行、保証書訂正依頼書、保証料の徴収・返戻、貸付・償還報告、変更届出、保証協会団信の管理
	保証課 095-822-9172	保証審査、保証相談、保証・経営支援推進、業務研修会、条件変更審査（返済方法を除く）
経営支援部	経営支援課 095-822-9932	創業支援、経営支援、保証・経営支援推進、「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の企画運営、専門家派遣事業、経営改善計画策定支援事業等に係る補助事業、経営安定化支援事業、サポート会議、条件変更審査（返済方法）
	再生支援課 095-822-9175	再生支援、事故報告、延滞案件の管理、求償権の管理及び回収（佐世保支所管轄区域を含む）
	管理事務課 095-822-9909	代位弁済、保険事務、管理事務停止、求償権整理、回収金処理
佐世保支所	保証課 0956-23-3295	保証審査、保証相談、保証・経営支援推進、業務研修会、保証書及び変更保証書発行、保証書訂正依頼書、貸付・償還報告、条件変更審査（返済方法を除く）、変更届出
	経営支援課 0956-23-3295	創業支援、経営支援、再生支援、保証・経営支援推進、専門家派遣事業、経営改善計画策定支援事業等に係る補助事業、経営安定化支援事業、サポート会議、条件変更審査（返済方法）、事故報告、延滞案件の管理
監査室	095-822-9918	外部検査・監査及び内部監査関係、コンプライアンス

事業所と担当区域





まずは お気軽にご相談ください

資金繰りのご相談

- 保証申込についてのご相談
- お客様のニーズに応じた保証制度のご案内
- 保証人を必要としない保証のご相談

など

お問い合わせ

本所 保証課
☎ 095-822-9172
佐世保支所 保証課
☎ 0956-23-3295

創業のご相談

- 創業計画のご相談
- 創業保証制度のご案内
- 創業後の経営のご相談

など

お問い合わせ

本所 経営支援課
☎ 095-822-9932
佐世保支所 経営支援課
☎ 0956-23-3295

経営全般のご相談

- 収益力改善・経営改善のご相談
- 事業承継にかかる資金のご相談
- 事業再生にかかるご相談
- 専門家派遣に関するご相談

など

お問い合わせ

本所 経営支援課
☎ 095-822-9932
本所 再生支援課
☎ 095-822-9175
佐世保支所 経営支援課
☎ 0956-23-3295

相談窓口のご案内 (令和8年1月1日時点)

- 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- 金融機関紹介相談窓口

※お電話の際には、「〇〇相談窓口（上記相談窓口名）について」とお伝えください